

会議録
令和7年第3回更別村議会臨時会
第1日（令和7年5月30日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第51号 学校給食センター改築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件
- 第 6 議案第52号 学校給食センター改築工事（機械設備工事）工事請負契約締結の件
- 第 7 議案第53号 学校給食センター改築工事（電気設備工事）工事請負契約締結の件
- 第 8 議案第54号 福祉ホーム新築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	総務課長	末田晃啓
産業課長	高橋祐二	保健福祉課長	新関保
学校給食センター所長	小林浩二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	小室聡子
書記	尾花圭市		

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 3 回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和 7 年第 3 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては公私とも大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会におきましては、学校給食センター改築工事並びに福祉ホーム新築工事における工事請負契約締結の件 4 件につきましてご審議をお願いするものであります。学校給食センター改築工事につきましては、当初より文部科学省の公立学校施設整備費国庫補助事業のうち学校施設環境改善交付金の活用を行うべく、昨年の 5 月 27 日以来数回にわたる調査で要望を上げてきたところでありますが、去る 4 月 22 日に北海道教育委員会より学校給食施設整備事業補助金及び太陽光発電等導入事業補助金は不採択であるとの連絡を受けました。国庫補助金の不採択という予期せぬ事態であり、直ちに財源の確保や事業の延期などについて対応を検討しましたが、給食センターの改修は喫緊の課題であり、予定どおり給食センター改築工事に着手すべきと判断しました。今後過疎対策事業債を活用しながら計画どおり改築工事を実施し、令和 8 年度から供用を開始したいと考えております。議員各位の皆様並びに村民の皆様のご理解を賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 2 番、安村さん、3 番、斎藤さんを指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月30日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎発言の訂正

○議長 長 審議に入ります前に、村側より令和7年第2回更別村議会臨時会における議案第50号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件で、酪農・肉用牛経営体質強化支援事業補助金に関する安村議員からの質問に対する答弁について発言を求められましたので、これを許します。

高橋産業課長。

○産業課長 すみません。令和7年5月7日開催の第2回更別村議会臨時会、議案第50号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第2号）の審議の際、酪農・肉用牛経営体質強化支援事業助成金への安村議員の質問に対する答弁において、助成対象となる乳用牛について育成牛も対象となると答弁をいたしましたが、正しくは経産牛のみの対象とするの誤り

でした。北海道の制度に準じて行うということで説明してございまして、道の制度においても酪農経営の対象は乳用経産牛となっているところでございます。おわびして訂正申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議 長 皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議 長 この件は終了いたしました。

◎日程第5 議案第51号

○議 長 日程第5、議案第51号 学校給食センター改築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第51号 学校給食センター改築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件であります。

学校給食センター改築工事（建築主体工事）の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1の工事名は、学校給食センター改築工事（建築主体工事）であります。

2の工事場所は、更別村字更別南1線101番地であります。

3の契約の方法は、指名競争入札による落札であります。

4、契約の金額は、3億6,300万円であります。

5、契約の相手方は、萩原・川田・山内経常建設共同企業体であります。代表者は、帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社代表取締役社長、萩原一利様です。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、資料のほうをお開きください。資料（議案第51号）であります。

1、入札日時は、令和7年5月23日午前10時であります。

2、指名業者は、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

3の工事内容は、RC造平家建て721.56平米であります。その他につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

4の工期は、契約締結の日から令和8年2月27日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 次項の議案にも関連する部分もあると思いますけれども、ちょっとお許

しいたきたいと思います。今般冒頭の挨拶で村長、ありましたように学校給食センターの関係の取り進めについてということで、補助事業も含めて大変ご苦勞なされて、かつ残念ながら不採択となってということで、村の自主的な財源を中心に整備を図ることについてはいささかの疑問というか、あれないのですけれども、ただ今回の場合それがゆえにかなり厳しい財源確保の中でということを考えてときに、更別村の条例に関するものの第2条については一括的にこの部分については内容は別にしてでもおおむね5,000万以上の契約に関しての議会付託ということであつたわれているという中で、細かく分けて、機械だとか設備だとかという部分、分けるという部分も一つの手法だとは思うのですけれども、厳しい財源の中で実施するという中の考え方の一つとして、一考察として、私も少し過去に何度かそういう体験をしているという部分ありますので、できれば財源が決まっている中で何とか効率よく進めるというためには、一括的な部分の提案もできなかったのかなとちょっと多少の疑問を持っております。自主的にいろんな部分の考え方があると思うのですけれども、それらの捉え方についての今回の提案について多少ご説明いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 小林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 設計当初から建築は建築、電気は電気、設備は設備ということで、それぞれ分けてということで考えてきておりました。当然事業者のほうでもこれらを全て網羅してというのがなかなか業態的にも難しいのかなと思いますし、これまでも村の工事に当たってはこのような形で大きいものについてはやっていたかなと認識しておりますので、今回につきましても建築、電気、設備というふうに分けさせて提案をさせていただいたところです。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございました。どの手法が正しいかといったら私も言えない部分はあるのですけれども、たまたま今回の厳しい財源の中で、やっぱり村の財源を主体に進めるという中ではいろんな葛藤があるとは思うのですけれども、決して私この工事に対して一括上程、機械も含めて、設備も含めてという部分は従来どおりの、踏襲した形の提案というものは、それはそれなりに理解できないわけではないのですけれども、それは補助事業だとかいろんな部分の絡みの中でどう体制づくりをしていくかという部分の考え方と自賄いでやるという部分の事業の重さ、やらなければならない、給食センターを造らなければならない、その義務は皆さん同意しているわけですから、それに対して議会に財源確保も含めてどういう取扱いが必要なのかという部分、やっぱり私としては一考察していただきたいかなというふうな気がしています。私はあくまでも、高いとか安いとかって結果論になるかもしれないのですけれども、やっぱり一括によるメリットというのはあったのではないかなというふうな、私自身の過去の事例から見て、一括の発注のほうがある程度見えている部分があったのかなというふうな考えを持っていましたので、質問さ

せていただきました。それは、それなりの体制の中でというのは理解できないわけですが、これから自主財源でやるという前提の中では精査しながら、やっぱりいかなる入札行為が正しいのかという部分、一考察今後入れていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 意見として受け止めてよろしいでしょうか。答えますか。

大野副村長。

○副 村 長 今回の件につきましては、こちら側としましては補助金がつくということを前提に今回やっております。工事分けているというのは、一括というのも考えとしてはあるかとは思いますが、工期を分ける、建築主体、電気、機械設備、そういったことを分けるということで、村内業者も含めてJV組んでいただいて、いろんな業者に入ってもらって、そういうことで経済回すといえますか、そういうところ、受注するところを増やしてもらいたい、そういう考え方もありまして、分けたというところでございます。今後こういったところ、こういう状況になりますので、そういった意味で一括のほうが安く終わるということも考えながら、今後競争入札等につきまして大きな工事につきましてはそういったところJVのやり方であるとか建設、電気、機械設備、そういったもの一体で考えて、できるかどうかも含めて検討していきたいとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第51号 学校給食センター改築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第52号

○議 長 日程第6、議案第52号 学校給食センター改築工事（機械設備工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第52号 学校給食センター改築工事（機械設備工事）工事請負契約締結の件であります。

学校給食センター改築工事（機械設備工事）の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1、工事名は、学校給食センター改築工事（機械設備工事）であります。

2、工事の場所は、更別村字更別南1線101番地。

3、契約の方法は、指名競争入札による落札であります。

4、契約金額は、2億6,158万円であります。

5、契約の相手方は、奥原・ヤマジョウ経常建設共同企業体であります。代表者は、帯広市西20条北1丁目3番30号、株式会社奥原商会代表取締役、奥原崇氏であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、資料についてご説明を申し上げます。

入札日時は、令和7年5月23日午前10時であります。

2の指名業者は、記載のとおりでありますので、お目通しをお願い申し上げます。

3の工事内容は、RC造平家建て721.56平米であり、他は記載のとおりであります。お目通しをお願いいたします。

4の工期は、契約締結の日から令和8年2月27日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第52号 学校給食センター改築工事（機械設備工事）工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第53号

○議長 日程第7、議案第53号 学校給食センター改築工事（電気設備工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第53号 学校給食センター改築工事（電気設備工事）工事請負契約締結の件であります。

学校給食センター改築工事（電気設備工事）の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1、工事名は、学校給食センター改築工事（電気設備工事）であります。

2、工事場所は、更別村字更別南1線101番地であります。

3、契約の方法は、指名競争入札による落札であります。

契約金額は、1億8,150万円であります。

契約の相手方は、北口・大昭・堀井経常建設共同企業体であります。代表者は、帯広市西24条北2丁目5番52、株式会社北口電器商会代表取締役、秋田谷文雄氏であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、資料でご説明を申し上げます。

1の入札日時は、令和7年5月23日午前10時であります。

2の指名業者は、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

3の工事内容は、RC造平家建て721.56平米、他につきましては記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

4の工期は、契約締結の日から令和8年2月27日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 これで討論を終わります。

これから議案第53号 学校給食センター改築工事（電気設備工事）工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第54号

○議長 日程第8、議案第54号 福祉ホーム新築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第54号 福祉ホーム新築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件であります。

福祉ホーム新築工事（建築主体工事）の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1、工事名は、福祉ホーム新築工事（建築主体工事）であります。

2、工事場所は、更別村字更別南3線95番地8であります。

3、契約の方法は、指名競争入札による落札であります。

契約金額は、2億130万円であります。

5、契約の相手方は、ネクサス・西川・小川経常建設共同企業体であります。代表者は、帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス代表取締役、曾根啓介氏であります。

理由といたしましては、工事請負契約の締結につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、資料のほうをお開きください。

1、入札日時は、令和7年5月23日午前10時であります。

2の指名業者につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

3の工事内容は、木造平家建て593.27平米、ほかにつきましては記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

4の工期は、契約締結の日から令和8年2月27日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第54号 福祉ホーム新築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和7年第3回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時27分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員